低未利用土地等確認書の交付のための提出書類等チェックリスト兼同意書

○以下の１～４までの提出書類を確認し、低未利用土地等確認書を交付します。なお、低未利用土地等確認書をもって本特例措置の適用を確約するものではありません。

○低未利用土地等確認書の交付にあたり、個人情報の照会・確認が必要となります。本チェックリスト下部をご確認ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | チェック | 確認事項・留意点 | 備考（問合せ先等） |
| １　土地売買の確認（以下の全ての書類を提出すること） |
|  | 別記様式①－１ | □ | ・当該地が都市計画区域内にあるか・土地の譲渡（売買）が令和2年7月1日～令和７年12月31日の間に行われているか。 | ・都市計画区域が定められた土地であることを、本市HP＞「ながおか便利地図」で確認すること。 |
| 売買契約書の写し | □ | ・譲渡（売買）した者が個人であるか。 |  |
| □ | ・土地とその上物の譲渡額（売買価格）の合計が500万円以下であるか。・譲渡額の合計が800万円以下の場合、令和５年１月１日から令和７年12月31日の間に、以下の①又は②のいずれかの区域内にある土地の譲渡（売買）が行われているか。　①都市計画法に規定する市街化区域　②都市計画法に規定する区域区分が定められていない都市計画区域のうち、用途地域が定められている区域 | ・①又は②のいずれかの区域が定められた土地であることを「ながおか便利地図」で確認すること。 |
| （代理申請の場合）委任状 | □ | ・様式は任意であるが、委任者の押印があるか。 |  |
| 現況写真（カラー） | □ | ・当該地の現況用途が確認できる、２方向以上からの写真の添付があるか。 |  |
| ２　低未利用土地等であることの確認（以下のいずれかの書類（１つ）を提出すること） |
|  | (1)空き地・空き家バンクへの登録が確認できる書類 | □ | ・本市が運営する空き家バンクに登録していたか。・上記以外の場合、宅地建物取引業者の資格を有する者が運営している空き家・空き地バンクに登録しているか。 | ・本市都市政策課又は運営者に直接問い合わせること。 |
| (2)宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告 | □ | ・広告を出している者が宅地建物取引業の資格を有しているか。 |  |
| (3)電気・水道、又はガスの使用中止日が確認できる書類 | □ | ・電気・水道・ガスの使用中止日が譲渡（売買）契約よりも1カ月以上前であるか。 | ・各事業者に、直接問い合わせること。 |
| (4)上記(1)～(3)の書類が提出できない場合　・別記様式①－２ | □ | ・宅地建物取引業者が低未利用土地等であると証しているか。・２方向以上からの写真を添付しているか。　※譲渡（売買）前の用途が「コインパーキング」の場合、譲渡（売買）後に建物等を建てれば低未利用土地に該当する。 |  |
| (5)農地の場合　・農業委員会への確認 | □ | ・農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する遊休農地であるか。 | ・本市農業委員会に、直接問い合わせること。 |
| ３　譲渡（売買）後の利用についての確認（以下のいずれかの書類（１つ）を提出すること） |
|  | (1)別記様式②－１　 宅地建物取引業者の仲介による譲渡（売買） | □ | ・必要事項の記載及び買主の「署名」があるか。※譲渡（売買）後の利用・用途について、都市計画法や建築基準法等を遵守する以外の要件はないが、「低未利用土地等のまま」又は「コインパーキング」となっていた場合は、本特例措置の対象にはならない。※譲渡（売買）前の用途が「コインパーキング」の場合、譲渡（売買）後に建物等を建てれば対象とする。 |  |
| (2)別記様式②－２　 相対取引による譲渡（売買） | □ |
| (3)別記様式③　 上記(1)(2)の書類が提出できない場合 | □ | ・契約後、長期間が経過し、買主の署名が得られない場合等に使用すること。 |
| ４　土地等の所有期間についての確認（以下の全ての書類を提出すること） |
|  | 登記事項証明書（原本） | □ | ・譲渡（売買）契約のあった年の１月１日において、申請のあった土地等の所有期間が５年を超えているか。　※適用を受けようとする低未利用地土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆し、既に本特例措置を受けている場合は対象にならない。 |  |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

個人情報の照会・確認に関する同意書

私は、「低未利用土地等確認書」の交付にあたり、下記の事項に係る個人情報について、長岡市が照会・確認することに同意します。

１　固定資産税課税台帳に登録されている事項について

２　水道施設情報（「２　低未利用土地等であることの確認」に水道の使用中止日が確認できる書類を用いる場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印